

福岡県公報

令和五年六月二十七日
第四百九号
増刊 ①

目次

条 例 (第二十四号―第三十五号)

○災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	二
○福岡県税条例の一部を改正する条例 (税務課)	三
○過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 (税務課)	八
○地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 (税務課)	九
○福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (こども福祉課)	九
○福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例 (建築都市総務課)	九
○福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例 (都市計画課)	九
○福岡県都市公園条例の一部を改正する条例 (公園街路課)	一〇
○福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁特別支援教育課)	一〇
○福岡県警察職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課)	一〇
○福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (警察本部企画課)	一一
○福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (警察本部交通規制課)	一一

公布された条例のあらまし

◇災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例 (総務部人事課)

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日から施行することとした。

◇福岡県税条例の一部を改正する条例 (総務部税務課)

1 地方税法等の一部を改正する法律の制定に伴い、自動車税環境性能割における税率区分の見直しを行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、令和六年一月一日から施行することとした。ただし、附則第一条各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

◇過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 (総務部税務課)

1 離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。
◇地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 (総務部税務課)

1 離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の制定による地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、不動産取得税の課税免除について、その適用期限を延長すること

とした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(福祉労働部こども福祉課)

1 こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の制定による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築都市総務課)

1 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例

(建築都市部都市計画課)

1 屋外広告物法第二十八条の規定に基づき、屋外広告物に係る条例の制定及び改廃に関する事務を景観行政団体である柳川市が処理することを可能とするほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、令和五年十月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

三 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

(建築都市部公園街路課)

1 公園施設として西公園内にドッグランを整備することに伴い、その利用料金の上限を定めることとした。

2 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

◇福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁特別支援教育課)

1 県立特別支援学校設置計画に基づき、糸島市に県立特別支援学校を設置することに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和五年十一月一日から施行することとした。

◇福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 国の措置に鑑み、本県警察職員の特殊勤務手当の額の改定を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和五年四月一日から適用することとした。

◇福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(警察本部交通企画課)

1 道路交通法の一部を改正する法律等の制定により、特定小型原動機付自転車運転者講習に関する事務が新設されたこと等に伴い、当該講習の受講に係る手数料について必要な事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和五年七月一日から施行することとした。

◇福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(警察本部交通規制課)

1 指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則の制定による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和五年七月一日から施行することとした。

条例

災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年六月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十四号

災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当の支給に関する条例(平成七年福岡県条例第四十一号)の一部を次のよ

うに改正する。

第一条中「第四十四条」を「第二十六条の八」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和五年法律第十四号）附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。

福岡県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年六月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十五号

福岡県条例の一部を改正する条例

（福岡県条例の一部改正）

第一条 福岡県条例（昭和二十五年福岡県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条の三第二項中「によつて」を「により」に改める。

第二十条の八の見出し中「県民税」の下に「及び森林環境税」を加え、同条第一項各号列記以外の部分中「県民税」の下に「及び森林環境税（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）に規定する森林環境税をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「県民税」の下に「及び森林環境税」を加え、同項第二号中「均等割」の下に「並びに森林環境税」を加え、同項第四号中「の課税額と個人の市町村民税の課税額」を「及び市町村民税並びに森林環境税の課税額」に改め、「対する個人の県民税」の下に「又は森林環境税」を加え、同条第三項中「県民税」の下に「及び森林環境税」を加え、「左に」を「次に」に改め、同条第四項中「県民税」の下に「及び森林環境税」を加え、同条第五項中「前四項」を「前各項」に改める。

第二十条の九の見出し中「県民税」の下に「及び森林環境税」を加え、同条中「県民税」の下に「又は森林環境税」を加える。

第二十条の十二の二第二項中「、連結し」を削る。

第二十条の十九の三中「第七十二条の二第九項第一号」を「第七十二条の二第十項第一号」に、「第七十二条の四十九の八第一項ただし書」を「第七十二条の四十九の十二第一項ただし書」に改める。

第二十条の二十一第一項中「においては」を「には」に改め、同条第四項中「前各項」を「前三項」に改める。

第四十七条に次の一項を加える。

5 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づきオーストラリア軍隊（同協定第一条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。第四十七条の四の二及び第四十七条の二十四第七項において同じ。）が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては、第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第四十七条の四の次に次の一項を加える。

第四十七條の四の二 オーストラリア軍隊が、第四十七條第五項の規定により軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）における当該軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、第四十六條第五項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第四十七條の十八第二項中「第四十七條の十六第十一項」を「第四十七條の十六第十二項」に改める。

第四十七條の二十四第一項中「においては」を「には」に改め、同条第五項中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条に次の一項を加える。

7 オーストラリア軍隊が自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第五十二条第一項第一号イ(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ハ中「二・五トン」を「三・五トン」に改め、同号ニ中「二・五トン」を「三・五トン」に、「トラック」を「バス

「に改め、同号二(1)(ア)中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号二(1)(イ)中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号二(2)中「平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十」を「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」に改め、同号ホ中「二・五トンを超え」及び「バス又は」を削り、同号ホ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値」を「基準エネルギー消費効率であつて令和四年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和四年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の九十五を乗じて得た数値(車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度基準エネルギー消費効率)」に改め、同号ヘ中「バス又は」を削り、同号ヘ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第二号(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同項第三号(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ホ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五」を「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十」に改め、同号ホを同号トとし、同号ニ中「バス又は」を削り、同号ニ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ニを同号ヘとし、同号ハ中「バス又は」を削り、同号ハ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状

物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

第五十二条第二項第一号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号ロ中「車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラック」を「家用の乗用車」に改め、同号ロ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十二条第二項第一号ハ中「二・五トンを超え」及び「又はトラック」を削り、同号ハ(1)(ア)中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ハ(1)(イ)中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号ハ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ニ中「バス又は」を削り、同号ニ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量

が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。

第五十二条第二項第二号を次のように改める。

二 次に掲げる石油ガス自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十

を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十二条第二項第三号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十二条第二項第三号ニ(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「バス又は」を削り、同号ハ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十二条第四項中「からニまで」を「、ロ及びホ」に、「及びロ」を「、ロ及びニ」に改め、「並びに」の下に「令和四年度基準エネルギー消費効率及び」を加え、「及び平成二十七年基準エネルギー消費効率」を削り、同項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の百四十一」を「百分の百五十一」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百六十二」を「百分の百七十三」に改め、同表第一項第一号ロ(3)及びハ

七十五」に改め、同号ホ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五」を「令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同条第三項中「又は第五項」を「から第六項まで」に改め、同条第四項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百五十一」を「百分の百七十三」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百七十三」を「百分の百八十四」に改め、同表第二項第一号イ(2)の項中「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の百三十」を「百分の百五十一」に改め、同表第二項第一号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百五十一」を「百分の百六十二」に改め、同条第五項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)」に改め、同項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百十六」を「百分の百二十」に改め、同表第二項第二号イ(2)の項中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百十六」を「百分の百二十」に改め、同表第一項第三号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第三号ロ(2)の項中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百十六」を「百分の百二十」に改め、同表第二項第一号イ(2)の項中「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の八十七」を「百分の百二」に改め、同表第二項第二号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百二」を「百分の百九」に改め、同表第二項第三号イ(2)の項中「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の八十七」を「百分の百二」に改め、同表第二項第三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百二」を「百分の百九」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項(第三号トに係る部分に限る。)及び第二項(第三号ホに係る部分に限る

。)の規定は、令和七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、第一項第三号ト(2)中「基準エネルギー消費効率であつて令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。)とあるのは「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項第三号ホ(2)において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十を乗じて得た数値」と、第二項第三号ホ(2)中「令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」とあるのは「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五」と読み替えるものとする。

付則第九条の二の十一中「又は第五項」を「から第六項まで」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中福岡県税条例第二十条の三、第二十条の十二の二、第二十条の十九の三、第二十条の二十一及び第四十七条の十八の改正規定 公布の日

二 第二条(第四号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第五条第二項の規定 令和七年四月一日

三 第一条中福岡県税条例第四十七条に一項を加える改正規定、同条例第四十七条の四の次に一条を加える改正規定、第四十七条の二十四及び付則第九条の二の七の改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日又は日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日(以下「効力発生日」という。)のいずれか遅い日

四 第二条中福岡県税条例第十九条の改正規定及び次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第一号)附則第一条第十二号に規定する政令で定める

日

福岡県知事 服部 誠太郎

(公示送達に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の福岡県税条例第十九条の規定は、前条第四号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(県民税に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の福岡県税条例(以下「新条例」という。)第二十条の八及び第二十条の九の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税及び森林環境税について適用する。

(軽油引取税に関する経過措置)

第四条 新条例第四十七条第五項及び第四十七条の四の二の規定は、効力発生日以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。

2 新条例付則第九条の二の七第一項(第二号に係る部分に限る。)及び第五項の規定は、効力発生日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、効力発生日前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第五条 新条例第五十二条の規定は、この条例の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正後の福岡県税条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年六月二十七日

福岡県条例第二十六号

過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例(昭和三十八年福岡県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「令和三年法律第十九号」の下に「。第三条の二において「法」という。」を加える。

第三条の二の表事業税の項中欄第一号中「内において、同号イ」を「のうち法第八条第一項に規定する市町村計画(以下この表において「市町村計画」という。)に記載された同条第四項第一号に規定する産業振興促進区域(以下この表において「産業振興促進区域」という。)内において、同令第一条第一号イ」に改め、同欄第二号中「区域内」を「区域のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内」に、「これらの区域」を「当該過疎地域又は当該特定市町村の区域」に改め、「公示の日」の下に「(以下この表において「公示日」という。)」を加え、同項下欄中「これらの区域の公示の日」を「公示日」に改め、同表不動産取得税の項中「市町村の区域」の下に「のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域」を加え、「これらの区域」を「当該区域」に、「当該過疎地域の公示の日」を「公示日」に改め、同表固定資産税の項中「市町村の区域」の下に「のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域」を加え、「対象設備」を「対象設備を」に、「これらの区域」を「当該区域」に改める。

第四条の二の表事業税の項中欄第一号中「離島振興対策実施地域」の下に「のうち産業振興促進区域(離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成五年自治省令第一号。以下この表において「省令」という。))第二条第一号イに規定する産業振興促進区域をいう。以下この表において同じ。)」を加え、「離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成五年自治省令第一号)第二条第一項第一号イ」を「同号イ」に改め、同欄第二号中「離島振興対策実施地域内」を「離島振興対策実施地域のうち産業振興促進区域内」に改め、「薪炭製造業」の下に「(省令第二条第一号イに規定する過疎地区内において営む畜産業又は水産業を除く。)」を加え、同表不

動産取得税の項及び固定資産税の項中「、離島振興対策実施地域」の下に「のうち産業振興促進区域」を加え、「当該離島振興対策実施地域内」を「当該区域内」に改める。

第六条第二項中「第二十条の二十八」を「第二十条の二十八第一項本文」に、「際、あわせて」を「場合には、併せて」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年六月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十七号

地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例（平成二十九年福岡県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年六月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十八号

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

条例

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年福岡県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条、第二十九条及び第三十七条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第四十八条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十九条、第六十九条及び第七十七条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年六月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十九号

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県建築都市関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表五七の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第八条第一項」を「第十二条第一項」に、「宅地造成工事許可申請手数料」を「宅地造成等工事許可申請手数料」に、「切土又は盛土をする」を「宅地造成等が行われる」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年六月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十号

福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例

福岡県屋外広告物条例（平成十四年福岡県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二中「大牟田市」の下に「、柳川市」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 (福岡県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

福岡県事務処理の特例に関する条例(平成十一年福岡県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表四三の項中「大牟田市」の下に「、柳川市」を加える。

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年六月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十一号

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

福岡県都市公園条例(昭和五十二年福岡県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の十四中表の部分を次のように改める。

犬一頭につき一回	単位	金額
		二〇〇円

附則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する

令和五年六月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十二号

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年福岡県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二百一十一条第二項の表中二十の項を二十一の項とし、十三の項から十九の項までを一項ずつ繰り下げ、十二の項の次に次のように加える。

13	福岡県立糸島特別支援学校	糸島市
----	--------------	-----

附則

この条例は、令和五年十一月一日から施行する。

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する

令和五年六月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十三号

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十九年福岡県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第四条の表前条第十八号及び第二十二号に掲げる作業に従事する場合の項中「及び第二十二号」を削り、「千円」を「千五百円」に改め、同表前条第二十一号に掲げる作業に従事する場合の項の次に次のように加える。

前条第二十二号に掲げる作業に従事する場合	日	額	千円

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の福岡県警察職員の特殊勤

務手当に関する条例の規定は、令和五年四月一日から適用する。

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年六月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十四号

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県警察関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第六号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同条第二項の表一二の項中「第百八条の二第一項第十五号」の下に「又は第十六号」を加える。

附則

この条例は、令和五年七月一日から施行する。

福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年六月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十五号

福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成二十四年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「自転車」を「特定小型原動機付自転車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。）及び自転車」に改める。

附則

この条例は、令和五年七月一日から施行する。